

長野県社会的養育推進計画(R2.6 策定)に係る評価指標進捗状況一覧

児童相談・養育支援室

第2章 当事者である子どもの権利擁護

(第1節 子ども自身がもつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー))

| 評価指標 | 目標値 | | 取組状況 | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--------|--------------|------|------|------|------|
| | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合 | R2年度アンケートより向上 | 100% | 74.1% (注) | — | — | | |

※指標に係る説明

本来、子どもアンケートについては、計画策定年度に実施すべきものであったが、実施(案)段階において、児童養護施設や児童相談所から様々な指摘があり、時間的制約から実施を見送った経過がある。このため、計画初年度であるR2年度に実施し、10年後には、全ての児童が自分の意見を表明できている状況を目指す。

(注)「住んでいるところの大人は考えや思いを聞いてくれるか」に対し、「そう思う」・「だいたいそう思う」を合わせ 74.1%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」を合わせ 14.7%でした。(出典=R2. 12「社会的養育推進計画に位置付けられる子どもの権利擁護のためのアンケート」(長野県)結果)

(第2節 一時保護改革に向けた取組)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|---------------------------|--------|------|--------|------|------|--------------|------|------|
| | H30 年度 | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 一時保護所における1人当たりの平均保護日数(日) | 24.7 | 22 | 20 | 28.3 | 25.6 | 34.3 (暫定) | | |
| 一時保護委託における1人当たりの平均保護日数(日) | 25.7 | 23 | 20 | 15.9 | 26.2 | 29.5 (暫定) | | |

※指標に係る説明

本県の一時保護所における平均保護日数については、全国平均をやや下回る状況(H29)である。保護日数については、児童福祉法第33条第3項において、「2か月を超えてはならない」とされているのみで目安となる指標がないことから、現状を踏まえ10年後に20日となるよう目標を定め、5年後はその中間数値とした。

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|----------------------|-------|------|-------|------|------|------------|------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 里親等への一時保護委託人数 (人) | 127 | 166 | 231 | 263 | 65 | 99 (暫定) | | |
| (参考)一時保護(見込)人数(人) | 589 | 555 | 578 | 538 | 542 | 546 | | |

※指標に係る説明

H30年度の里親等への一時保護割合が21.6%であることから、5年後に30%、10年後に40%を目指す数値とした。なお、一時保護見込人数については、第4章第1節「各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み」において算出した数値を用いている。

第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制

(第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------|
| | R1年度末 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数 | 36 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | 50 (注1) | 72 (注1) | 77 (注1) | 77 (注1) | |
| 県内の子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 | 15 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | 21 (注1) | 31 (注1) | 42 (注1) | 57 (注1) | |
| ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数 | 46 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | / | 50 (注2) | 53 (注2) | 54 (注2) | |

※指標に係る説明

市町村子育て世代包括支援センターについては、国が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、2022年(R2)末までに全国展開を目指すとしており、子ども家庭総合支援拠点については、国が定めた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、2022年度までに全市町村に設置を目指すとして踏まえ、5年後の県内全市町村設置とした。

ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数については、市町村の体制整備による支援サービス向上を図る指標として設定した。(R2.2調査)

(注1)各年度4月1日時点での設置市町村数

(注2)乳児院・児童養護施設(計18施設)に調査を行い、ショートステイ等の契約を結んでいる市町村を把握した。(R3.6、R4.6、R5.7調査)

(第2節 児童相談所の強化)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|------|------|------|------|------|
| | H31 年度 | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 児童相談所の児童福祉司定数(人) | 57 | 国の定める配置基準以上 | | 66 | 73 | 78 | 78 | |
| 児童相談所の児童心理司定数(人) | 20 | 国の定める配置基準以上 | | 25 | 29 | 32 | 35 | |

※指標に係る説明

児童相談所の専門職員の配置基準については、国が児童福祉法施行令等で定めていることから、これを上回る配置数を指標とした。

(第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|-----------------------------|--------|------|--------|------|------|------|------|------|
| | H30 年度 | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数(件) | 8 | 12 | 18 | 18 | 6 | 6 | | |

※指標に係る説明

県内の特別養子縁組数については、近年 10 件弱で推移しているところであるが、国等において全国的な目標値等がないことから、現状等を踏まえ、5年後を 1.5 倍、10 年後は5年後の 1.5 倍を指標とした。

第4章 家庭と同様の環境における養育の推進

(第2節 里親等への委託の推進)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|------------------------|-------|---------|--------|------|------|--------------|------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 里親登録者数 | 179 | H30より増加 | R6より増加 | 203 | 214 | 238 (暫定) | | |
| 里親・ファミリーホーム委託児童数(人) | 98 | 134 | 236 | 114 | 115 | 112 (暫定) | | |
| 里親・ファミリーホームへの委託児童割合(%) | 16.1 | 23.8 | 44.1 | 20.3 | 21.8 | 19.6 (暫定) | | |

※指標に係る説明

里親登録者数の目標については、本文中にも記載しているとおり、里親登録数の増加は、未委託里親数の増加にもつながることから、委託後の支援体制の充実や里親委託推進に関わる職員の資質向上に努め、マッチング機能の向上を図ることとし、これらの取組の状況を見極めた上で、登録里親数の目標値を定めることとした。このため、目標値は具体的な数値を設けず、基準年からの増加のみとした。

里親等委託児童数・委託率については、計画において算出した目標数値とした。

(第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|------------------------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数 | 8 | 19 | 31 | 10 | 10 | 11 | | |

※指標に係る説明

施設養護における最も家庭的な形態であるグループホームの開設数を小規模化の指標とし、目標値については、R1年度に行った施設ヒアリングに基づく計画数とした。

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|--|-------|------|-------|------|-----------|-----------|-----------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 市町村要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数 | 12 | 44 | 77 | / | 22 (注) | 25 (注) | 28 (注) | |

※指標に係る説明

施設の多機能化については、子ども家庭支援ネットワーク構築の推進を図る観点も踏まえ(この評価指標は第2章第1節の評価指標ともしている)、全市町村の要保護児童対策地域協議会へいずれかの乳児院・児童養護施設が参画し、助言や支援を行える体制の構築を指標とした。

目標値の設定にあたっては、R11年度に全ての市町村において、乳児院もしくは児童養護施設が参画する体制を目指すものとし、中間年のR6については、現在未参画の市町村の半数を目標として設定した。

(注)今回、乳児院・児童養護施設(計18施設)に調査を行い、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている市町村を把握した。(R3.6、R4.6、R5.7調査)

第5章 子どもの自立支援の推進

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|----------------------|-------|------|------------|-------|-------|------|------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 代替養育を受けていた子どもの大学等進学率 | 32.4% | 54% | 全県の進学率と同水準 | 21.6% | 35.0% | — | | |

※指標に係る説明

代替養育を受けていた子どもの大学等進学率については、10年後に全県の進学率と同水準(約75%)を目指すものとし、5年後は現況値との中間値(54%)を目標とした。

第6章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

本項目については、本県独自の項目であり、来年度以降に人材確保・育成システム検討会を立ち上げ、詳細な実施内容を検討していくことから、この検討会における検討状況を踏まえながら、今後、適切な評価指標を具体的に検討していくこととします。